

【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

第143回国会の平成10年8月31日に設置された共生社会に関する調査会は、当面の調査テーマである「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、「女性の政策決定過程への参画」を具体的テーマとして取り上げ、鋭意調査を行っている。

今国会においては、「女性の政策決定過程への参画についての現状と課題」について、平成12年2月23日、三重大学人文学部教授岩本美砂子君及び中央大学教授植野妙実子君を、3月1日、立教大学法学部教授五十嵐暁郎君及び早稲田大学理事・社会科学部教授岡澤憲英君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

平成12年3月8日、前記の参考人からの意見聴取を踏まえ、本件に対する調査会委員の共通認識や今後の取組の基本方針を確認するため、委員間の自由討議を行った。

また、同日、当面する課題について政府に対して質疑を行うこととし、「女性の政策決定過程への参画についての現状と課題」について、人事院、総理府、警察庁、総務庁、経済企画庁、法務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、労働省及び自治省に対し、質疑を行った。

平成12年4月7日、「女性の政策決定過程への参画についての現状と課題」について、東京大学社会科学研究所教授大澤真理君及び日本経済新聞社編集委員兼論説委員鹿嶋敬君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

本調査会は、今期テーマ「女性の政策決定過程への参画」の重要性にかんがみ公聴会を開催することを決定し、平成12年4月26日、7名の公述人を招致して意見を聴取し、質疑を行った。

平成12年5月10日、これまでの参考人からの意見聴取、政府の説明、公述人からの意見聴取等を踏まえ、提言事項の取りまとめに向けて意見を集約するため、委員間の自由討議を行った。

以上のような論議を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について意見を集めし、7項目からなる「女性の政策決定過程への参画についての提言を取りまとめ、平成12年5月25日、提言を含む中間報告書を議長に提出することを決定した。

なお、平成12年2月16日から18日までの3日間、男女等共生社会に関する実情調査のため、福岡県及び熊本県において現地調査を行った。

また、一年目の中間報告の「女性に対する暴力についての提言」に関してフォローアップのための質疑を行うことを決定し、平成12年4月17日に警察庁、法務省及び厚生省から、5月17日に、総理府、文部省及び労働省から、それぞれ説明を聴取し質疑を行った。

〔調査の概要〕

平成12年2月23日の調査会では、参考人から、日本では女性の政治進出は参議院の方が多く地方議会が少ないという逆ピラミッドになっているが、これは地方に行くほど家父長

主義が強く女性が立候補しにくいためである、女子差別撤廃条約にあるように妊娠・出産のみが男女の違いであり、伝統的男女役割分担を廢止するなどの観点から国内法の整備が進んできた等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①アファーマティブアクション導入の可能性、②女性の政治参加の基礎条件としての経済的自立、政治的自立、身体的自立、③男女平等教育等について質疑が行われた。

平成12年3月1日の調査会では、参考人から、我が国では政治だけでなく社会全体の重要なポストに女性の姿は少ないが、その背景に儒教的家父長制の社会意識が根強く存在している、女性議員の増加には比例代表制が大きな役割を果たしている等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①選挙制度と女性の進出との関係、②地域におけるNGOなどのネットワークの必要性、③女性の労働環境整備等について質疑が行われた。

平成12年3月8日の調査会では、①男女の共生のためには相互の特性の理解が必要であり、女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツも保護・育成されなければならない、②女性国会議員を増やすために、クオータ制を導入している政党に政党助成金を多く分配するなどの配慮が必要である、③男女がお互いに尊重し、自立し、協調していくためには、教育が重要な役割を果たすと思われる等の意見が述べられた。

また、同日、①ジェンダーフリー教育を進めるまでの基本的視点、②国の審議会委員の女性割合等について、政府に対する質疑が行われた。

平成12年4月7日の調査会では、参考人から、男女共同参画社会基本法の基本理念の一つにもあるように、社会における制度や慣行は個人のライフスタイルの選択に対し中立であるべきである、家庭と仕事が両立できるような社会づくりが必要であり、女性の自立が掛け声倒れにならない社会の形成が重要である等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①男女共同参画社会の実現と我が国固有の伝統文化などとの調和の必要性、②男性にとっての男女共同参画社会の意味、③税制、社会保障制度の在り方等について質疑が行われた。

平成12年4月26日の調査会公聴会においては、公述人から、企業における女性の参画については、実力ある女性の活用及び男性の意識啓発が重要である、経済先進国の中で日本女性の国会・地方議会への進出が下位となっている理由としては、高度経済成長下における経済効率性と社会構造的なジェンダーが考えられる、政策決定過程への女性の参画についての方策としては、審議会の委員を必ず男女同数またはそれに近い数にする考えられる等の意見が述べられた。これら公述人に対しては、①性に中立的な社会制度の必要性、②女性議員を増やすための地域婦人会等の役割、③各種審議会等における女性委員増加の必要性、④選挙制度等に関して女性の進出促進のため改善すべき点、⑤女性の社会参画を促進するための労働条件の整備等について質疑が行われた。

平成12年5月10日の調査会では、①女性の政治参画に関するアファーマティブアクション導入の法制化は憲法との関係で疑問がある、②我が国にはジェンダーの視点を取り入れた統計が不足している、③子供を産み育てながらでも、社会的な地位、活動に不利益となることが保障される、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの充実は、女性の社会参画に欠くことができない等の意見が述べられた。

以上のような論議を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について意見を集約し、「女性のエンパワーメント

のための環境整備」を始め7項目の提言を取りまとめた。

また、「女性に対する暴力についての提言」に関するフォローアップのための質疑を2回行ったが、平成12年4月17日の調査会においては、①売春防止法を根拠とした婦人保護事業による、ドメスティック・バイオレンスへの対応の限界、②ドメスティック・バイオレンスに対する警察の対応要領の周知徹底等について質疑が行われ、5月17日の調査会においては、①ドメスティック・バイオレンスに対応する新たな法律の枠組みの検討、②民間シェルターへの公的補助の検討等について質疑が行われた。

○ 女性の政策決定過程への参画についての提言

我が国における女性の政策・方針決定過程への参画は、国際的に見ても公的分野、私的分野共に極めて遅れている。このような実情が早急に改善されなければ、眞の意味で男女が共生する社会は実現されない。

こうした観点から、本調査会は女性の政策決定過程への参画について、広範な論議を行い、問題点と課題を明らかにするよう努めてきた。

これらの取組を経て、今回、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

1 女性のエンパワーメントのための環境整備

(1) 女性の自立

女性の社会進出支援の観点から、雇用の分野における男女平等の実現及び女性労働者の能力発揮促進のための取組を積極的に進める等、あらゆる分野における施策の充実を図るとともに、職場生活と家庭生活との両立を支援する施策を一層拡充するため、保育所等の整備、各種子育て支援策の充実、男性も含め過度の長時間労働や深夜労働等が行われることのないよう、環境の整備に努める必要がある。

特に農林水産業における女性の経営参画を促進するための取組を進める必要がある。

(2) 生涯にわたる女性の健康と権利

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）が保障されるよう総合的な施策の推進を図るとともに、出産・育児をしても社会的な地位や活動に影響が及ばないような施策の充実が必要である。

2 アファーマティブアクションの導入・強化

(1) 我が国における女性の政策・方針決定過程への参画は非常に遅れていますことから、国、地方公共団体、政党、企業、教育・研究機関、各種団体等のそれぞれが、こうした状況を早急に改善するため、有効かつ適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

(2) 国の審議会メンバーに占める女性比率については、男女共同参画推進本部が30%を目標としつつ、当面の目標を20%とし、平成12年度末までのできるだけ早い時期にこれを達成するよう努めることとしている。平成11年9月末現在で国審議会に占める女性の割合は19.8%であり、当面の目標はほぼ達成される見通しにあるが、今後は国際的な目標である30%を早急に実現するとともに、更に引き上げることについても検

討すべきである。

- (3) 我が国の国家公務員（行政職）に占める女性の比率は増加傾向にあるものの、いまだに20%にも満たない。特に女性の管理職職員は極めて少なく、女性職員の多くは下位級に集中している現状にある。女性の政策決定過程への進出を促進するため、幹部要員を含めた女性職員の採用に努めるとともに、積極的な登用を行うよう一層の配慮が必要である。

3 税制・社会保障制度の在り方の検討

現行の税制・社会保障制度は世帯単位を前提としているため、女性の経済的自立を阻害する要因となっており、制度は個人のライフスタイルの選択に対して中立的であるべきであるとの指摘もあることから、配偶者控除・配偶者特別控除制度、国民年金の第3号被保険者制度等について幅広く検討を行う必要がある。

4 選挙制度についての検討

女性が立候補しやすくなるためには、比例区定数の拡大、戸別訪問の解禁、選挙運動期間の長期化等が必要であるとの指摘もあることから、こうした観点から選挙制度について検討を行う必要がある。

5 ジェンダー教育の充実

我が国には家父長制などの影響を受けた男女の性別役割分担意識が根強く存在し、これが女性の政策決定過程への進出の遅れの大きな要因と考えられる。男女の意識を改革し、共生をより可能とするためには、男性の家庭責任についての啓発に努めるとともに、男女の育て分けをしないような家庭教育並びに学校及び社会におけるジェンダー教育の充実を図る必要がある。

6 ジェンダー統計の充実と情報の公開

現在の我が国の統計においては、男女間格差の状況の把握や改善につながることを認識して作られたジェンダー統計は極めて少ないので、ジェンダーの視点を踏まえた統計の充実を図るとともに、情報公開の促進が必要である。

7 NGOとの連携

NGOは政治や行政を含む様々な分野で国民・地域と密接な活動を行っており、この結果、女性の政策決定過程への進出に貢献しているという指摘もあるので、NGOとの協力・連携の方法を検討することが必要である。

(2) 調査会経過

○平成12年2月10日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 委員派遣を行うことを決定した。
- 共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成12年2月23日（水）（第2回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状

と課題に関する件について参考人三重大大学人文学部教授岩本美砂子君及び中央大学教授植野妙実子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月1日（水）（第3回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について参考人立教大学法学部教授五十嵐暁郎君及び早稲田大学理事・社会科学部教授岡澤憲美君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年3月8日（水）（第4回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について意見の交換を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について小此木文部政務次官、大野厚生政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月7日（金）（第5回）

- 女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について公聴会を開会することを決定した。
- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について参考人東京大学社会科学研究所教授大澤眞理君及び日本経済新聞社編集委員兼論説委員鹿嶋敬君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成12年4月17日（月）（第6回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について山本法務政務次官、大野厚生政務次官及び政府参考人から説明を聴いた後、大野厚生政務次官、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月26日（水）（公聴会 第1回）

- 女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

財団法人21世紀職業財団理事長
新日本婦人の会副会長
財団法人市川房枝記念会常務理事
東京生活者ネットワーク女性部会メンバー

太田 芳枝君
笠井 貴美代君
山口 みつ子君
中田 慶子君

女性政策研究家
法政大学法学部講師
女性議員をふやすネットワーク「しなの」会長
杵築市各種女性団体連絡会議議長

三井 マリ子君
樽川 通子君
綿末 しのぶ君

○平成12年5月10日（水）（第7回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について意見の交換を行った。

○平成12年5月17日（水）（第8回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について長峯総理府政務次官、河村文部政務次官及び長勢労働政務次官から説明を聴いた後、長峯総理府政務次官、河村文部政務次官、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月25日（木）（第9回）

- 共生社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 共生社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
- 共生社会に関する調査の継続調査について決定した。

（3）調査会報告要旨

共生社会に関する調査報告（中間報告） 【要 旨】

本調査会は、共生社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第143回国会の平成10年8月に設置された。

本調査会は、男女の共生を中心として調査を進めることとし、「男女等共生社会の構築に向けて」を当面のテーマと定め、1年目の「女性に対する暴力」に続いて、2年目は「女性の政策決定過程への参画」を具体的なテーマとした。

女性の政策決定過程への参画に関しては、参考人及び公述人からの意見聴取、政府からの説明聴取及び委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、当面する課題について本調査会として意見を集約し、女性のエンパワーメントのための環境整備、アファーマティブアクションの導入・強化、税制・社会保障制度の在り方の検討、選挙制度についての検討、ジェンダー教育の充実、ジェンダー統計の充実と情報の公開、NGOとの連携等について、本調査会として提言を取りまとめ、去る5月25日、その調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

なお、1年目の中間報告である「女性に対する暴力」に対するフォローアップのため、政府から説明聴取した後、質疑を行った。